

瑞浪市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

瑞浪市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の主旨

本市では、第2期瑞浪市教育振興基本計画「みずなみ教育プラン」において、「夢と誇りを育むみずなみの教育」を基本理念に掲げ、少子高齢化やグローバル化、急速な技術革新等、教育を取り巻く環境が変わろうとも、一人一人の児童生徒に「夢」「誇り」を培う教育活動を進めていくために、重点化を図る計画並びにそれに伴う施策を策定した。

策定に際しては、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、教職員が児童生徒と向き合うための心理的な時間を生み出せるよう、校務のDX化を進め、業務の効率化を推進するとともに、適切な業務管理や多様な働き方改革に取り組むことで、教職員の心身の健康保持に努めることについても留意した。

これらを踏まえ、「瑞浪市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」において、具体的な業務改善内容や、健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を明確にした。

(2) 瑞浪市の現状

令和6年度の瑞浪市の勤務状況については以下のようなものである。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間10分	32.9%	0.91%
中学校	月33時間35分	22.0%	0.97%

- ・教材研究や学級経営等の計画・準備の時間を確保し、教育の質を担保しつつ、教職員の適正な勤務状況を生み出すために、各学校と市教育委員会が、毎月の勤務状況を共有することに留意する。
- ・業務量の適正化や業務の効率的な実施方法について、現状を踏まえながらよりよく改善を図っていく必要がある。

2 目標等

(1) 時間外在校時間に関する目標

<目標> ○月45時間・年間360時間を超える時間外在校等勤務をなくす。
○ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決に取り組む。

【国・県の動向】○時間外在校等時間^(※1)の上限方針

原則^(※2)として次に掲げる範囲内とする。①1箇月について45時間 ②1年について360時間

※1 教員における、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に定める「在校等時間」から、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に定める「正規の勤務時間」を減じた時間をいう。(なお、その他の職員にあつては、同条例に定める「正規の勤務時間」外に勤務することを命ぜられた時間をいう。)なお、在校等時間を形式的に上限時間の範囲内とすることや本計画で掲げる取組の実施が目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録することがあってはならない。また、上限時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、上限方針のそもそもの趣旨に反するものである。

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は以下の範囲内とする。

・月100時間 ・年720時間 ・月45時間を超える月が6箇月 ・2～6箇月の平均80時間

※変形労働時間制の適用の場合は「月42時間・年320時間」の範囲内とする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関するスローガン

<スローガン>

働き方改革、誰のために？ 子どもと自分のために

働き方改革、何のために？ 教職の魅力アップと、持続可能な教師生活のために

※長時間労働は、自分はもちろん、子どものためにもなっていない。

※「働きやすい職場づくり」と「自分のことを大切にす教師」をめざす。

3 計画の期間

・令和8年度

※年度計画とし、各学校の業務管理状況を踏まえて、目標や実施内容を見直し、1年ごとに更新する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 教育委員会が実施する内容

①「学校閉庁日」の設定

・教職員が勤務時・教職員が年次休暇を取得しやすいよう、学校閉庁日を全市的に統一して設定する（令和8年度は夏季休業中に6日、冬季休業中に2日の計8日間）。

※「学校閉庁日」における学校への緊急連絡は、市役所の開庁時間内においては、瑞浪市教育委員会学校教育課で受け付ける。間終了後すみやかに退勤する。

◎早く家庭に帰る日（8のつく日）は、18時退勤をめざす。

②学校給食費の公会計（「3分類」の③関係）

・学校徴収金の内、給食費について、公会計化とし、その徴収及び管理を教育委員会が行うこととする。

③過剰な苦情や不当な要求等への対応（「3分類」の⑤関係）

・学校での対応が困難な事案については、瑞浪市が契約する顧問弁護士の助言が得られるようにする。また、必要に応じて、学校の相談を学校教育課が受け、助言する。

④ICT教育の推進、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について（「3分類」の⑦⑧関係）

・ICTを活用した教育の推進、並びにDX化を円滑に進めるにあたって、民間事業者への委託を行い、教育活動・職務に専念できるようにする。

・教育活動において、円滑に、かつ効果的にICTの活用が図られるよう、民間業者への委託し、ICT支援員を派遣する。

⑤支援が必要な児童生徒への対応について（「3分類」の⑱関係）

・不登校や多様な特性をもった児童生徒、また日本語指導を必要とする外国にルーツをもつ児童生徒への対応に際して、支援員（県費負担・市費負担を含む）を適切に配置し、教員との協働で、指導・支援が進められるように努める。

・不登校については、特に、校内教育支援センターが、該当児童生徒にとって心の安定する居場所となり、学習保障を図るために、必要な人的配置に努める。また、瑞浪市教育支援センターにおける支援と、教育相談を充実させ、不登校の児童生徒とその保護者・家庭に寄り添った対応を進める。

⑥健康及び福祉の確保について

・健康及び福祉を確保するため、1か月の時間外勤務が80時間を超える場合は、産業医との面接指導が受けられるようにする。

・教職員の健康診断を、市費で年1回実施し、健康状況の把握及び保持増進できるようにする。

⑦教育の現代的な諸課題に対する対応

・「主権者教育」「プログラミング教育」「複式学級対応」など現代的な諸課題に関する教育については、教育委員会学校教育課が指導内容や指導方法を明確にして、学校に示す。また、必要に応じて県教育委員会へ人的な配置について要望し、改善に努める。

- ⑧学校運営協議会（コミュニティ・スクール）・地域ボランティアやPTAへの教育活動の協力依頼（「3分類」の①関係）
- ・登下校の見守りや夜間の補導など教員でなくてもできることは、コミュニティ・スクールを所管する生涯学習課（学校教育課）からも積極的に依頼し、学校の負担軽減に努める。

⑨スクール・サポート・スタッフ等の業務支援について（「3分類」の⑮⑯関係）

- ・校内の業務においても、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、印刷等の業務について、学校の実情やニーズに合わせて活用できるようにする。

⑩部活動の地域展開について（「3分類」の⑬関係）

- ・休日並びに平日の夜間について、部活動の地域展開を実施する。瑞浪市地域クラブとして登録し、市のガイドラインに沿って活動を進める地域クラブには、交付金を給付し、活動を支援する。瑞浪市スポーツ文化課、生涯学習課、教育委員会が連携し、多様なスポーツ・文化活動の機会をつくる。

（2）各学校で共通して実施する内容

①勤務時間の正確な把握

- ◎教職員一人一人が、出退勤の都度、校務支援システムで勤務時間を正確に打刻する。
 - ・管理職は休日も含め、教職員の出退勤時刻を正確に把握する。また、その結果を検証し、教育委員会に報告する。
 - ・管理職は、前年度の取組の成果を踏まえ、「〇〇学校働き方改革プラン2026」を作成し、教職員と共有し実践する。
- ◎退勤時刻（19時）の統一と退勤時刻を超えて勤務する場合の勤務内容の申告を徹底する。
 - ・上限を超えた場合の事後検証を実施し、教育委員会に報告する。
- ◎管理職は、一定の時刻を越えて時間外勤務する予定のある教職員に対して、最終退校予定時刻や仕事内容などを書いた「時間外勤務届出書」の提出を求める。
 - ・超勤4項目の業務を行う場合は、「時間外勤務命令簿」を記入する。
 - ・管理職は、時間外勤務時間が多い教職員の実態把握に努め、長時間勤務の解消に向けて相談にのったり、アドバイスしたりする。
- ◎年次休暇を計画的に取得し、年5日以上取得する。

②ビジョンの明確化と学校課題の重点化

- ・管理職は学校経営のビジョンと重点課題を明確にし、職員と共有する。
- ・管理職は重点化した学校課題に基づいて、重点目標と重点取組を教職員に示し、教職員の共通理解、共通行動に努める。

③業務内容の仕分けと精選

- ・ビジョンと重点課題に基づいて、学校内の業務を「やめる」「減らす」「統合する」の視点から見直し、仕分けと精選を進める。
 - ☑「何のための教育活動か」「別の手段や方法はないのか」見直す。
 - ☑「時間対効果は高いか」「より優先度の高い課題か」見直す。
 - ☑「外部団体に依頼できる業務はないか」検討する。

④働き方改革に係る教職員の意識改革

- ・管理職は「限られた時間の中できちんと仕事を終えるタイムマネジメント能力」を自ら身に付けられるように努める。また、「長時間勤務の弊害」や「働き方改革の目的」について、教職員に理解を求めるため「校内働き方改革研修会」を実施する。
- ◎教職員は「何でも自前」はやめ、同僚や先輩・先人の実践、ICT機器を活用し、授業準備の効率化を図る。
- ・全校研究会や研究発表会については、短時間で焦点的な研究協議を行うために会の持ち方を工夫する。

会の初めに終了予定時刻を示し、厳守する。

- ・公開授業のための授業準備については、終了時刻を決めて行うなど効率的で持続可能な研究推進を進める。

◎読書や趣味、自己研鑽の時間を増やし、豊かな生き方を子どもに示せる教師をめざす。

⑤休養日の設定など部活動の改善

- ・中学校では、1日の活動時間の上限を平日2時間程度とし、平日5日間のうち最低1日は部活休養日を設定する。
- ・部活動の活動時間が教職員の勤務時間内に収まるように、合理的・効率的・効果的な活動を実践する。
- ◎複数顧問制をとり、適切に業務分担するとともに、交替指導を行うようにする。
- ・早朝部活や延長部活、休み中の部活については、生徒や保護者の理解を得ながら、適切な時間や期間を設定する。

⑥「定時退勤日」の設定及び「早く家庭に帰る日」の徹底

- ・学校ごとに、1週間に1日以上「定時退勤日」を設定して、教職員が勤務時間終了後すみやかに退勤する。

◎早く家庭に帰る日（8のつく日）は、18時退勤をめざす。

⑦勤務時間外の電話対応の見直し

◎学校の電話対応は、児童生徒の最終下校時刻の1時間後を目途に留守番電話に切り替える。

※緊急時を除き、勤務時間外の「学校から市教委」または「市教委から学校」への電話をかけないようにする。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) ハラスメントとメンタルヘルス不調等の速やかな察知と解決

- ・教職員を対象として、ハラスメント防止等に関する研修を行う。
- ・教育委員会に相談窓口を設置し、周知するとともに、一人で抱え込まないよう、管理職や相談窓口へ相談するとよいことを助言する。
- ・年3回、県費負担職員、市会計年度職員に、「ハラスメントアンケート」をタブレットで行い、各学校の状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行う。その際には、訴えのあった職員が不利益を被らないように十分に配慮する。

(2) 進捗状況の公表等について

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、瑞浪市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

(3) 学校への指導について

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(4) 周知・研修について

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。